

県下の交通事故 (42年8月末現在)

区分	事故件数	死者	傷者
41年	4,295	97	2,998
42年	4,655	83	3,540
比較	+360 (+8.4%)	-14 (-14.4%)	+542 (+18.1%)



第5号

発行所  
甲府市丸の内一丁目6-1  
山梨県交通安全協会  
TEL 甲府 (0552) 5171 内線335・338

歩行者保護と大型車の事故防止

一、横断歩行者の保護の徹底  
歩行者が横断歩道により道路の左側部分(その道路が一方通行となっていないと)

事項として定められていたものである。  
(一) 横断歩道直前における後車の一時停止  
交通整理の行なわれていない横断歩道の直前で停止している車両等がある場合、その側方を通過して前へ出ようとする車両等は、その横断歩道の直前で停止しななければならない(第三十八條第二項)。

従来から横断歩道およびその手前三十メートル以内は、追越し禁止の場所として定められていたものであるが、さらに、新法では交通整理の行なわれていない場合、このような場所での追越しは追越し禁止であることとなったのである。  
(四) 横断歩道外における横断歩道の優先  
横断歩道またはその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、車両等は歩行者の通行を妨げなければならない(第三十八條第二項)。

が五トン以上の貨物自動車(注一)が予定されている(注二)で、運行記録計を備えていないもの、運行記録計の調整がなされていないものを、運行記録計を記録できないもの、(注三)では、運行記録計による記録の保存(注四)の運行記録計を備えなければならないこととされている(第六十三條第三項)。

四、通行区分の改正  
高速自動車国道の通行帯はその左側部分に二つの車両通行帯を設けるべきことと定められたが、新法では「二または三」と改められた(第七十五條の四第一項)。

(第九十六條第二項)。  
(注一) 政令で定める者(自衛官が予定されている)は、十九才とされている。ただし、二十才になるまでは政令で定めるもの(自衛隊用車両を自衛官が運転しているもの)が予定されている(注二)以外は、大型自動車は運転できないこととされている。  
(注三) 政令で定める者(自衛官が予定されている)は、自衛隊の教育を受けた者が予定されている(注四)は、これらの免許を受けていることを要しないこととされている。

危険性が排除されることとなった。この仮停止を受けていた間は、本処分が行なわれたとき、本処分の期間に算入されることとなる。以上が仮停止制度の要旨であるが、その内容は次のとおりである。  
1 仮停止制度の対象者  
① 死傷事故を起こして救護義務違反(ひき逃げ)をした運転者  
② 酒酔い運転をして死傷事故を起こした運転者  
③ 次の違反をした運転者  
○ 無免許運転(政令大型の無資格運転を含む)  
○ 過労運転(第六十六條)  
○ 最高速度(第六十八條)違反  
○ 信号無視(第四條第二項)  
○ 警察官の手信号無視(第五條)  
○ 公安委員会、警察署長または警察官が行なった通行禁止等(第七條)の違反  
○ 追越し禁止場所(第三十條)の違反  
○ 踏切通過(第三十三條第一項第二項)違反  
○ 徐行すべき場所(第四十二條)の違反  
○ 指定場所における一時停止(第四十三條)違反  
○ 通行区分(第四十七條)違反  
○ 第一項第二項第三項第五項)違反  
○ 横断歩道の禁止(第二十五條の二第一項)違反  
○ 追越し方法(第二十八條)違反  
○ 追越しを禁止する場合(第二十九條)の違反  
○ 停止中の路面電車が有る場合の停止または徐行(第三十一條)違反  
○ 優先道路等にある車両等の優先(第三十六條第二項第三項)の違反  
○ 横断歩道における歩行者優先(第三十八條)の違反  
○ 横断等の禁止(第七十五條の六)違反  
○ 乗車又は積載制限等(第五十七條第一項)の違反  
○ 整備不良車両の運転の禁止(第六十二條)違反  
○ 運転者の遵守事項(第七十一條第二項第三項)違反  
○ 免許の条件(第九十一條、第一〇一條第二項後段、第一〇一條の二



おかあさん かわいいわが子は右側に

道交法一部改正の内容

きはその(道路)を横断し、または横断しようとして、るときは、その場所が交通整理が行なわれていないと認められる場合、車両等は、その横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない(第三十八條第一項)。

十八條の二)。  
この規定は、旧法第三十八條第二項で「交通整理が行なわれていない」と定められていたものであるが、交通整理が行なわれていないと認められる場合、車両等は、その横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない(第三十八條第三項)。

強化  
軽車両(自転車、荷車等の軽車両を除く)の運転者が積載制限に違反した場合の罰則は「三万円以下の罰金」となっていたが、新法では「三月以下の懲役または三万円以下の罰金」に引き上げられた(第五十七條の罰則の改正)。

三項)と改められた。  
これは現在建設中の東名高速道路の一部について、左側三通行帯とするのが予定されており、その完成にそなえて改正されたものである。  
五、大型自動車の運転の資格要件の強化  
(一) 大型免許の資格要件の強化  
大型免許の資格要件が従来の十八才から二十才に引き上げられた(注一)(第八十八條第一項)。

六、行政処分の制度の合理化  
(一) 免許の効力の仮停止制度の新設  
従来は、運転者等が交通事故等を起こしてから、都道府県公安委員会が免許の取消しや効力の停止をするまでに相当の日数を要していたので、その間、交通事故等を起こした危険な運転者が自動車の運転を認めていたこととなる。そこで新法では、一定の悪質な重大な交通事故を起こした者について、警察署長が免許の効力を事故を起こした日から二十日間、仮停止することとされた(第一〇一條の二)。

第三項、第一〇七條の四第三項において準用する場合を含む)違反  
仮停止の処分権者  
前記事故を起こした場所を管轄する警察署長(第一〇三條の二)  
仮停止の期間  
前記事故を起こした日から二十日間(同条第一項)  
警察署長は、仮停止をしたときは、その日から五日以内に仮停止を受けた者に弁明の機会を与えなければならない(第二項)  
5 仮停止を受けた者は、免許証を警察署長に提出しなければならない(第三項)  
6 仮停止の期間内に、公安委員会が、いわゆる本処分(免許の取消しまたは効力の停止)をしたときは、仮停止は効力を失う(第七條)  
7 仮停止を受けた者が、前記の⑥の停止処分を受けたときは、仮停止の期間は、停止処分の期間に算入される(第八條)  
(注) 仮停止を受けた者が公安委員会の免許の取消し処分を受けたときは、仮停止の期間は、免許欠格期間(免許を取り消された者は、取消しの日から一年間免許を受けることができない)(第八十八條第一項第一号)。

(二) 精神病者等に対する行政処分の合理化  
公安委員会が免許を取消す場合には、旧法では必ずしも「聴聞」を行なわなければならないと定められていたが、新法では、公安委員会は、あらかじめ指定した医師の診断に基づき、精神病者や目が見えない者等身体的な免許欠格者にあたることを認定した者については、聴聞を行なわずに免許を取り消すことができることとされた(第一〇四條第四項)。



# 自転車道をつくらう

## 関東自転車道建設促進協議会山梨県支部を設立

### 支部長に金丸会長

自動車交通の激増によって、とすれば一般住民の「足」は忘れられがちであり、狭い道路を自動車も、自転車も、歩行者も、一緒にたがって通行せざるを得ない日本の現状、そして毎日何十人かの尊い生命が奪われてゆく、これはもはや道路といえるものではありせん。それは日本のすみずみまでのびる非情の場であり



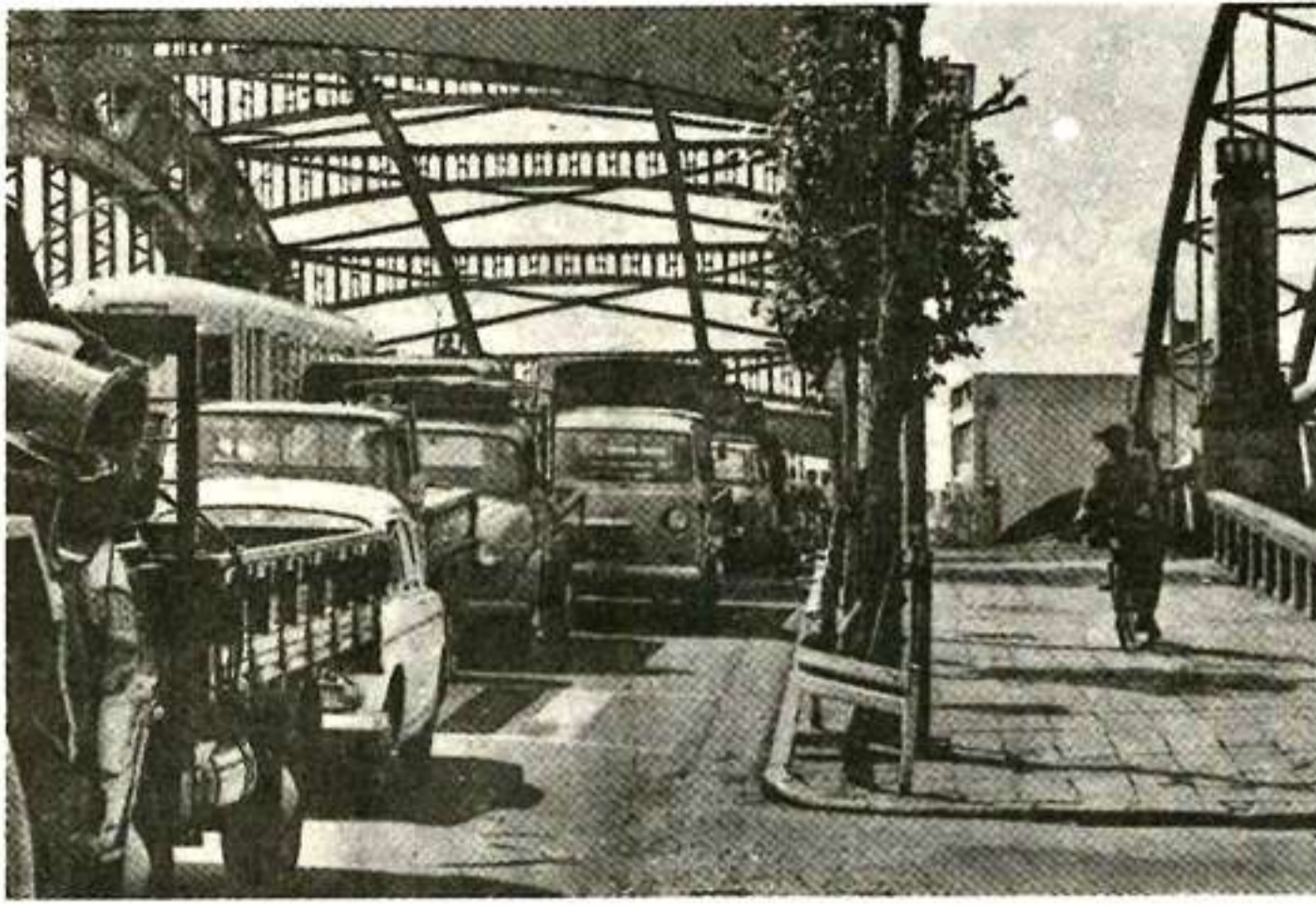
真の人間尊重、人間の幸福は、公害の充満する社会から到底望むべくもありません。それは調和のとれた社会の建設によつてのみ、はじめてもたらされるものであります。斯る観点から国会議員の中にも、国家百年の事業として、着実にこれを推進すべきであるとの意見がもたれ、議員二十八名により、自転車道建設促進法が制定し、自転車道建設促進法の立法化を進めている現状であります。

十七日、恩賜記念館において、関東自転車道建設促進協議会山梨県支部の設立総会を開き、つぎのとおり決定いたしました。

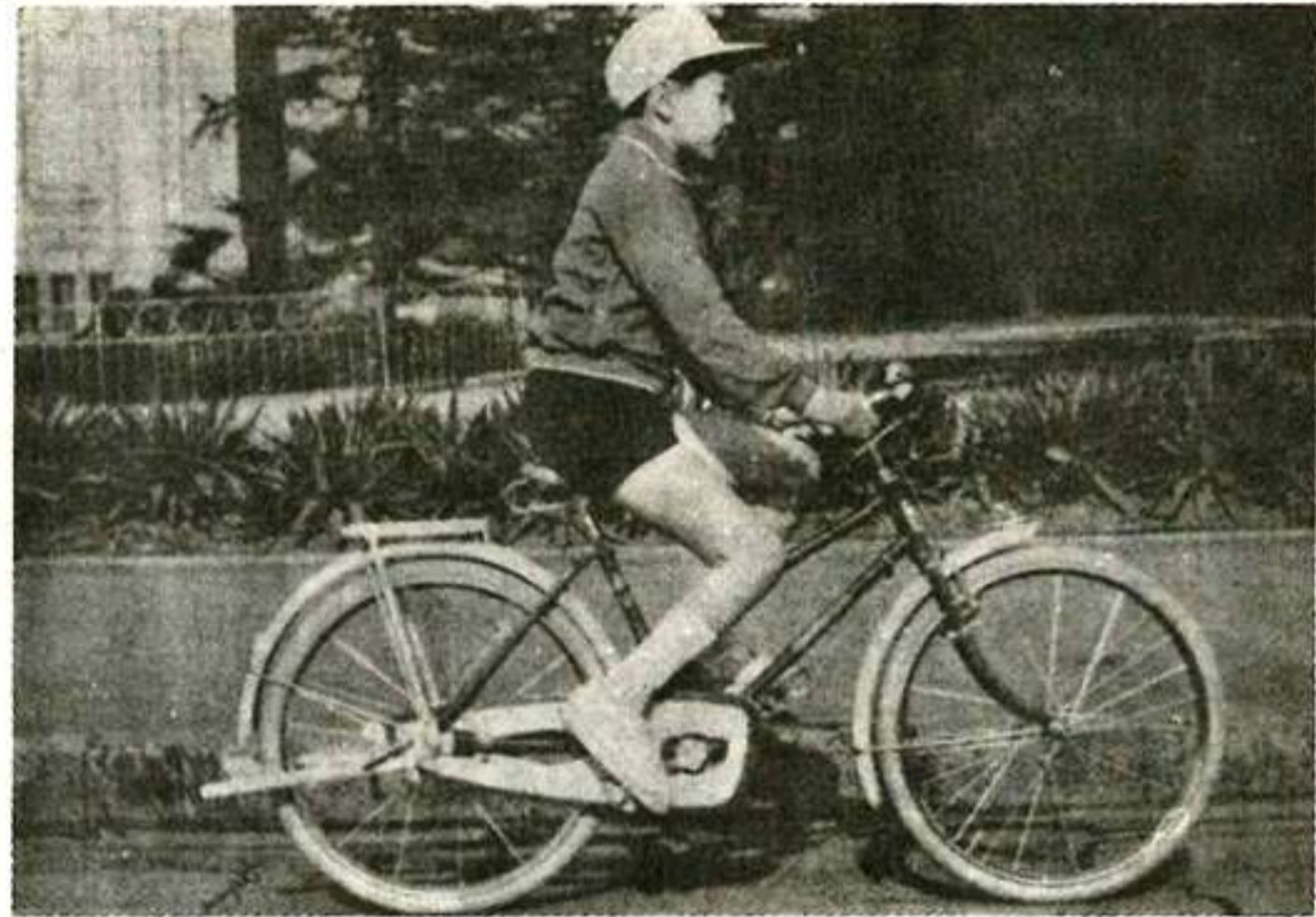
なお、この設立総会には、自転車道建設促進協議会から、海老原可也、堤良三の両氏、関東自転車道建設促進協議会から早川実氏が出席されました。

支部長 金丸 康三  
副支部長 飯島 哲三  
(山梨県交通安全協会会長)  
副支部長 堀 込 重良  
(山梨県自転車軽自動車商工業協同組合理事長)  
副支部長 浅川 千恵子  
(山梨県連合婦人会長)

参加団体  
山梨県交通安全推進協議会、山梨県交通安全宣言市町村連絡協議会、山梨県指定自動車教習所協会、山梨県交通安全推進協議会、山梨県乗合旅客自動車協会、山梨県連合婦人会、山梨県PTA協議会、山梨県高等学校私立幼稚園協会、山梨県私立幼稚園協会、山梨県軽自動車販売店協会、山梨県自動車整備振興会、山梨県ユースホステル協会、山梨県山梨県サイクリング協会、山梨県山梨県自転車・軽自動車卸協同組合、山梨県自転車・軽自動車商工業協同組合、山梨県交通安全協会



歩道へ逃げる  
はならんする自動車を避けて、無防備の自転車は歩道へ逃げる。たとえ道交法違反でもこれは庶民が、身をを守るために考え出した「生活の知恵」といふべきであろうか。(東京・千住大橋)



自転車は、じょうずに乗るより 正しく乗ろう

## 自転車の事故急増

子供のときから安全教育を

昭和四十一年中に発生した交通事故のうち、十五才以下の子供の死傷は、全国で九万四千三百二十四人であり、そのうち自転車に乗って死傷したものは、一万七千七百七十四人、一七・七%と高い比率を示しております。

本県でも十五才以下の死傷者七十五人のうち、九十七人(一三・九%)が自転車に乗って死傷したもので、そのほとんどが小・中学生であります。

甲府をはじめ県内の市町村でも、最近住宅が中心部より郊外へと移行しているため、自転車通学や自転車でお使いに行くことが多くなり、事故は増加しております。

現在のように激変する交通環境のもとにおいて、これに適應する訓練も自覚もなく、自転車を安易に乗りまわしているのが現状でありますので、子供に十分な

訓練をしてその安全をはかるとともに、自転車媒体として将来安全なドライバーとなり、りっぱな交通社会人となる素地を植えつけるために、「自転車の安全な乗り方教室」は昨年からの全国一斉にはじめられたものであります。

そこで、まず子供を指導する指導者の養成が第一であるとの考えから、昨年に引き続き第二回目の指導者講習会を下記の通り開催しました。

- 各地で指導者講習会
- 安全な乗り方教室 指導者講習会
- 全日本交通安全協会の主催による、第二回指導者講習会は、六月三十日東京の全国町村会館で開催され、本県からはつぎの十三人が出席しました。
- 山梨県交通安全協会 文男  
山梨県警本部 有賀 賢誠  
山梨県警本部 金丸 恒雄  
山梨県警本部 中田 和賢  
山梨県警本部 後藤 国光  
山梨県警本部 中込 好文  
山梨県警本部 広瀬 寿  
山梨県警本部 伊東 勝男  
三村小学校校長 水野 延造  
三村小学校校長 一瀬 金造  
御坂中学校校長 弦間 耕一  
勝沼中学校校長 姉川 和雄  
猿橋小学校校長 小高 光

## 反則者には書面と反則金を通告

(二面つづき)

(三) 行政処分に関する事務の委任規定の新設  
公安委員会は、免許の保留および免許の効力の停止に関する事務を警視總監または道府県警察(方面)本部長に委任することのできる規定が定められた(第一四二条の二)。

これは、最近免許の取消し、その効力の停止等の行政処分が激増しており、従来はこれをすべて公安委員会で処理していたため、処分まで相当期間を要し、また、ややもすればその手続等が画一的になりがちであったが、これらにより、免許の効力の停止に関する事務だけを警察本部長等に委任することとされている。

しかしながら、行政処分のうちで、免許の拒否および取消し処分は、運転者等であるので、これまでどおり公安委員会が自ら行うこととし、免許の保留および免許の効力の停止に関する事務だけを警察本部長等に委任することとされている。

この見地から問題があるばかりでなく、交通安全は国民の積極的努力にまつ点が多いとする交通政策上の立場から、危険性の高い悪質な違反を除いた大部分の違反については、直ちに刑罰でその責任をまわすという取柄の責任をおつている警察行政機関が、一定の金額の反則金の納付を通告し、これを任意に納付した者については、あえて訴追をしないとする簡易迅速な処理方式をとることが合理的であるというところから、この交通反則通告の制度が採用されることとなったのである。

交通反則通告制度とは、「一定の道路交通法違反をした者に対し、警視總監または警察本部長(以下「本部長」という。)が法令に定める一定の反則金の納付を通告し、その通告を受けた者が一定の期日までにこれを納付したときは、その

反則行為	車の種類	反則金の限度額
超過速度が二十五キロ未満のスピード違反(一八条)	大車 普通車	一万五千円 七千円
信号無視、踏み切り、追いつき、一時停止、通行区分違反など(一九条)	大車 普通車	八千円 五千円
駐車、合図、灯火違反など(二〇条)	大車 普通車	五千円 三千円
右左折、免許証不携帯、警告器の使用制限違反など(二一条)	大車 普通車	四千円 二千円

## 二チームが出場

交通安全防止のための安全教育は、人格や行動特性から行なうべきで、その効果が期待できるものとされ、この意味のもとに、特に児童に対する自転車の安全な乗り方教室による安全教育が実施されることとされていますが、コンテスト大会は、この教育効果を一層高めるため、競技を通じ児童に交通安全についての興味と関心を高めさせ、知らず知らずの間に交通安全知識を身につかせ、また、これを習慣化させて交通安全の実践行動力を養成して、交通事故防止の目的を達成するの目的で行なわれているのであります。

本年度の全国大会は八月十日東京都体育館で行なわれましたが、その予選として、関東ブロック大会は七月二十八日駒沢総合競技場で行なわれ、山梨県からはつぎの二チームが出場しました。

第一チーム(猿橋小学校) 六年 藤 本 圭 三

第二チーム(賈川小学校) 五年 丸 山 隆 一  
六年 森 本 正 彦  
五年 清 水 一 人  
六年 志 村 正 裕

なお、全国大会の優勝者は、明年五月スイスのジュネーブで行なわれる世界大会に出場するのですが、本年五月ロームで行なわれた大会では日本は四位になりました。



# “死者ゼロ”コンクール 各地区の成果あがる

## 秋の全国交通安全 全運動は 10月22日から 10月31日まで

本紙第四号でお知らせしましたように、三カ月間交通安全事故による死者ゼロを記録したときは、その警察署ならびに交通安全協会を、山梨県警察本部長と山梨県交通安全協会長の連名による表彰を行なう。重大交通事故防止部署表彰要領は本年一月一日から実施されました。

この運動の成果は上々で五月までの間に三カ月間死者をゼロに抑えた南甲府、諏訪、南部、日下部、塩山、富士吉田および大月の七つの警察署ならびに交通安全協会が表彰されました。

また、六月三十日までに三カ月間死者ゼロを達成した日下部(二回目の表彰)、市川、都留および上野原も表彰を受け、さらに、このたび塩山(第二回目)、諏訪(第二回目)、韮崎が表彰を受けました。

ちなみに、七月末までの本県の死者は七〇名で、昨年同期の八六名に比べて一六名(一八、六%)の減少を示しております。

## 役員章の制定進む

本年の一月九日、日県安協理事会において、役員章(バッジ)を制定しました。

これは、銀台のダイヤカットにロジウムメッキをし、中央は金で交通安全マークを表示したものであります。これについては各単

協会名	単協協役員章(赤)	支部役員章(緑)	計
甲府	一五〇	四〇〇	五五〇
南甲府	一〇〇	二五〇	三五〇
小笠原	一〇〇	一〇〇	二〇〇
非崎	一〇〇	一〇〇	二〇〇
長坂	一〇〇	一〇〇	二〇〇
諏訪	一〇〇	一〇〇	二〇〇
南川	八〇	一〇〇	一八〇
石川	八〇	一〇〇	一八〇
日下部	八〇	一〇〇	一八〇
塩山	八〇	一〇〇	一八〇
都留	二〇〇	一〇〇	三〇〇
富士吉田	二〇〇	一〇〇	三〇〇
大月	一〇〇	一〇〇	二〇〇
上野原	八八	一〇〇	一八八
計	一、六八一	二、五六二	四、一七三

## 役員更迭

石和交通安全協会  
 退任 会長 風間義雄  
 新任 会長 尾沢磯雄  
 副会長 尾沢磯雄  
 副会長 尾沢磯雄  
 副会長 尾沢磯雄  
 副会長 尾沢磯雄

## 全国交通安全 全研究大会開く

交通安全教育は、小さい頃から、乗っているときも、降りて押しているときも、道路の左側の端を通行することになっていきます。自転車は、道路交通法にいう軽車両に含まれていきます。

軽車両とは、自転車、リヤカー、荷車などのことを言いますが、これらの車は歩道と車道の区別のある道路では、車道の左側の端を通行することになっていきます。

したがって、歩道を通行してはいけない。歩道と車道の区別のない道路でも左側の端を通行することになっていきます。

自転車は、押して歩くときは、右側通行をしてもよい。歩道を通行してもよい。歩道と車道の区別のない道路でも左側の端を通行することになっていきます。

現在、法律ではそれは禁じられております。(道交法第十八条)



## スコッチライトをはって 交通事故から身を守る

交通安全については、国をあげての努力をよそに、交通事故による死者はふえるばかりです。夜間、自転車が自動車にひっかけられるという事故も急増しています。

スコッチライトを自転車のはたき、大事なかから交通安全事故から守りましょう。

一組(九枚入り)百五十円であっせんします。

ご希望の方は、警察署内の交通安全協会に申し込んでください。



## 山梨県交通安全協会 事務局長 吉田文男

このたびの映画を購入しました。

なるべく多くの人びとに見ていただきたいと思えます。ご活用ください。

一、許されざるもの「酔いどれ運転」

十六ミリ、カラー三十分、運転者および一般向。

この映画は、酒酔い運転がもたらした悲惨な事実を記録し、ハンドルを握るすべての人びとに、強烈なイメージを植えつけ、飲酒運転の絶滅を目的として制作されたものであります。

二、「通学路」

十六ミリ、カラー三十分、小学校児童および母親向。

この映画は、現在の交通地獄のもとにおける通学路を捉え、子供たちが通学路の「通学路」とその生活圏をリアルに描いたもので、子供たちには、交通のマナーとルールを守る具体的な示唆を与え、保護者たる母親には、通学路の再点検と子供の交通安全教育を、また、運転者や社会の大人たちには、この若い生命を守る責任を強く訴えています。

三、「交通事故ゼロへの願い」

十六ミリ、カラー三十分、一般歩行者向。

この映画は、歩行者一般とくに幼少年や婦人がさらされている危険な状態をとらえて、車道へのとび出し事故の恐ろしさを、横断歩道でないところを横断する危険、車の直前直後横断が死に直結すること、その他、さまざまな交通規則違反が重大事故につながる事実を訴え、これらを防ぐために、交通の訓練をしている幼児や婦人たちの努力の数を紹介しています。

児童、婦人、運転者等にも向く映画です。



## 主婦にも逸失利益 家事労働の賃金認める

昭和四十一年五月三十一日、言いつけられた判決は、家事労働の収益性を肯定し、女子平均賃金を基準として逸失利益を算定しています。現在のところ、この判決の線に沿って家事労働に従事している主婦にも、逸失利益を算定するのが妥当な結論と言えましょう。

実務上、参考になると思われるので、判決の内容を原文のまま紹介すると左のとおりです。

「一カ年平均の得べかりし利益(栄子)は、一家の主婦として家事労働に従事していたものであるが、その死亡による労働力の喪失に対しては、当然その逸失利益の填補が考慮されるべきである。しかし、右逸失利益については、全国女子労働者の平均賃金によりこれを算定するに、右平均賃金は一月一四、六三七円であるから(昭和三十三年度労働大臣官房労働統計調査部調査)これに十二を乗じたものが一年間の逸失利益を算定するに、同額の損害を蒙った」

つまり、亡栄子(主婦)は今後三十五年間生きるとして逸失利益喪失による損害を算定したことになる。なお、この判決は右のほかに、亡栄子の慰謝料として金八十万円を認めております。

五年間は就労し得た。得べかりし利益の現価は栄子の右三十五年間に得べかりし利益の現価を、ホフマン式算定法により算定すると、一、三五一、七三九円(4,637.33 × 28 × 0.8625 = 1,351,739)となる。同人は本件事故によりこれを喪失し、同額の損害を蒙った」

自転車を押して歩くとき、道路の左右のどちらを通行するのが正しいでしょうか。

「スコッチライト」は右図の場所にはってください。





